

国民年金保険料の 「学生納付特例制度」について

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。(本人の所得および在学する学校に一定の要件があります。なお、家族の所得の多寡は問いません。)

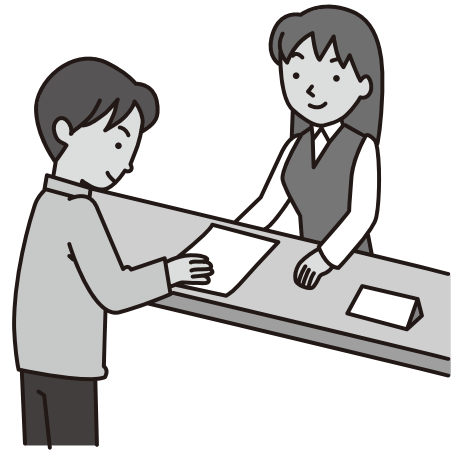
事故や病気等で障害が残った場合で、「障害基礎年金」を受けるためには、一定の保険料納付要件が必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に当該要件の対象期間になりますので、万が一の時にも安心です。

申請手続 《毎年度、申請が必要です》

お住まいの市役所、町村役場の国民年金担当窓口で申請手続を行ってください。

▽お持ちいただくもの

年金手帳、在学証明書または学生証の写し、所得証明書(課税所得がある方で1月1日時点の住所と申請時点の住所が異なる場合)、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し(課税所得がある方で退職(失業)を理由に申請する場合)



※社会保険庁から学生納付特例申請書(はがき)を送付された方は、申請書(はがき)に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。(お住まいの市役所、町村役場での申請手続は不要となります。)

保険料の追納

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料納付済期間等が25年以上必要です。学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この25年以上という老齢基礎年金の受給資格期間には含まれることとなりますが、年金額の計算の対象となる期間には含まれません。

このため、将来、より多くの年金を受け取るために10年間のうちに保険料を納付(追納)することができます。(承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は猶予されていたときの保険料に一定の加算額が加わります。)

保険料を追納する場合は、納付書が必要となりますので社会保険事務所にお申し込みください。

※**経済的に余裕がある場合は、保険料を納付するほうがお得です。**

保険料の後払い(追納)は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。

経済的に余裕がある場合には、口座振替の早割制度、保険料の前納制度をご利用されることをおすすめします。

■問合先 大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531